

【基本目標IV】自ら考え行動する消費者への支援

消費者が主役となる社会の実現のためには、消費者一人ひとりが知識と判断力、行動力を身につけ、自立した消費者となることが必要です。

消費者に対して、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供するとともに、消費者の自主的学習や消費者教育を推進します。

【基本目標V】消費者被害の防止・救済

岡山県消費生活センターに寄せられる消費生活相談の件数は、平成16年度をピークとして減少する傾向にありますが、これは、不当（架空）請求に関する相談の激減が主な要因で、それ以外の相談はわずかな減少にとどまっています。

高齢者及び障害のある人等について、周囲の人との連携を図り、悪質商法等による被害の防止に努めます。また、悪質な事業者の指導・取締りを強化するとともに、被害の早期発見、迅速な対応のため、消費者に身近な市町村の相談体制充実への支援を行います。

計画期間中の重点施策

- ・施策1 きめ細かな情報提供と消費者教育・学習の推進
- ・施策2 市町村の相談体制充実への支援
- ・施策3 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化



新岡山県消費生活基本計画（概要版及び全文）は、
県ホームページからダウンロードできます。

http://www1.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=95333

又は

岡山県HPトップページ→組織で探す→県民生活部

→くらし安全安心課：右側の「制度・計画・プラン」

→新岡山県消費生活基本計画～消費者が主役となる社会を目指して～

お問い合わせ先

岡山県県民生活部くらし安全安心課消費生活班
直通電話：**086-226-7346**

